

令和 6 年 6 月 9 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01441

研究課題名（和文）わが国行政訴訟制度をめぐる比較政治学的研究

研究課題名（英文）The Comparative Politics of Japan's Administrative Litigation System

研究代表者

鹿毛 利枝子（Kage, Rieko）

東京大学・大学院総合文化研究科・教授

研究者番号：10362807

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、2004年の行政訴訟制度の改革について、文献資料に依拠しつつ、住民訴訟制度の改革との詳細な比較事例研究を行うとともに、同時期の韓国・台湾の行政訴訟制度の展開を中心に国際比較を行った。また2016年の不服審査制度の改革についても事例研究を行った。さらに行政訴訟制度の改革の影響を検討するため判例のデータベースを構築し、分析を行った。2000年代のわが国の行政訴訟改革は訴訟を提起しやすくすることを一つの主眼としていたが、改革後、訴訟は大きく増えなかった。改革当時の政策当事者の認識と、実際の世論の認識にどのような点に相違があったのかを探るため、世論調査を行い、分析を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国の政治学において、一部の例外を除き、司法制度はほとんど分析の対象とされてこなかったが、近年、わが国司法をめぐる政治学的分析が始まりつつある。本研究はこれらの研究をさらに発展させる試みとして位置づけよう。

また従来、司法をめぐる研究の圧倒的大部分はアメリカを対象としていた。ようやくこの20年ほどの間にTom Ginsburgらによる比較憲法研究や、Georg Vanbergによるドイツ憲法裁判所の研究などアメリカ以外の先進国の司法をめぐる比較政治学的研究が始まっており、しかしこれらの比較政治学的研究の中で日本が主たる分析対象として扱われることは少なく、本研究はこの間隙を埋めるものである。

研究成果の概要（英文）：First, I conducted a detailed comparative case study of the administrative litigation system reform in 2004 and the taxpayers' suit system reform in 2004. I further compared these cases against recent administrative litigation reforms in other developed democracies, especially South Korea and Taiwan during the 2000s. I also conducted a detailed case study of the 2016 administrative appeals system reform. In addition, to assess the consequences of the administrative litigation reforms, I built an original database of Japanese district-level court decisions over administrative cases before and after the 2004 reform and conducted quantitative analyses of the dataset. Finally, contrary to policymakers' expectations, the series of administrative litigation reforms did not lead to an increase in administrative cases. To probe why, I conducted a public opinion survey of the conditions under which citizens become more willing to bring administrative litigation cases.

研究分野：比較政治学

キーワード：司法政治 比較政治学 行政訴訟 司法改革

様式 C-19、F-19-1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究の目的は、わが国の行政訴訟制度の特徴を他の先進各国との比較において位置づけた上で、その形成要因を政治学的に分析することである。従来、わが国の行政訴訟制度は原告適格の要件の厳しさや、出訴期間の短さなどから、他の先進諸国と比較して原告にとって不利であるといわれており、このため他の先進諸国と比べて行政訴訟の件数も少なく、また原告の勝訴率も低いといわれてきた。しかし2000年代前半、一連の司法改革の一環として行政事件訴訟法が改正（2004年）され、原告適格が拡大され、救済範囲が拡大されるとともに、出訴期間も延長され、また2014年には行政不服審査法が改正されるなど、訴訟の提起をしやすくする改正が続いている。実際、制度の改革に伴い、行政訴訟の新規件数（地裁レベル）は、2000年の2,790件から、2017年の4,565件へと、6割以上も増加している。

行政が自らに対する異議申し立てを制限しようとするのは当然である。しかしその制限の仕方や程度には国によって差異がある。そもそもわが国の行政訴訟制度はどのような点において、どこまで制限的なのか。そのような制度が成立した政治的な要因は何か。また日本においてこの20年ほどの間に行政訴訟をむしろ促進する制度改革が続いているのはなぜか。それらを可能としている政治的条件は何か。本研究は、これらの問いに対して比較政治学的な分析を行い、仮説を提示しようとするものである。

2. 研究の目的

わが国の行政訴訟は件数が少なく、また勝訴率も低い一方で、時折重要な政策転換を促してきたことが知られている。たとえば一連の公害訴訟においては、裁判所の判断が、国会による被害者の救済と公害規制の強化へと繋がったといわれる。最近ではC型肝炎訴訟やハンセン病訴訟をめぐる司法の判断が患者の救済に道を開いており、また一連の議員定数不均衡訴訟も、選挙区間の定数是正に一定の貢献をしてきた。これらはいずれも行政訴訟である。

わが国の行政訴訟事件の勝訴率が低い理由としては、従来、裁判所の人事慣行に一つの要因があることが指摘されてきた。マーク・ラムザイヤーなどの研究は、国に対して不利な判決を下した判事は、その後の人事において冷遇されることが多いことを示し、これが司法の行政に対する消極性を招いていると主張した。しかし人事の問題とは別に、そもそもわが国の行政訴訟法制度が他の先進諸国に比べて行政訴訟の提起を困難としていることは、多くの行政法学者が指摘してきたものの、その理由については十分に明らかにされて来なかった。

もちろん行政訴訟法制度については行政法学者や比較法学者、法社会学者によって多くの研究が蓄積されている。しかし行政訴訟制度の設計は第一次的には政治的な要因によって決まるものであるが、その比較政治学的な分析は、国内においても国外においてもほとんど行われて来なかった。本研究はこの間隙を埋めようとするものである。

本研究のもう一つの特徴は、わが国の行政訴訟制度を比較の観点から位置づけ、かつその形成要因を比較の観点から分析しようとする点にある。わが国の行政訴訟制度の特徴を、国際比較という「横軸」と、歴史的变化という「縦軸」という二軸において比較を行うことで、その形成要因について、より一般的に適用可能な枠組みの構築を目指すものである。

3. 研究の方法

本研究のもっとも大きな部分を占めたのは比較事例分析である。まず、2004年の行政訴訟制度の改革について、文献資料に依拠しつつ、2001年の住民訴訟制度の改革との詳細な比較事例

研究を行い、さらに2016年の行政不服審査制度の改革の事例とも比較を行った。近年の行政訴訟制度改革が総じて訴訟を提起しやすくする方向の改革であり、2004年の行政訴訟制度改革も、2016年の行政不服審査制度の改革も、そのような改革であるのに対して、住民訴訟制度の改革はむしろ訴訟を制限する方向の改革であり、行政訴訟における制度改革の方向性を規定する要因を分析する上で、格好のコントラストを提供する。これらの事例分析においては、主として二次資料に依拠した。

第二に、同時期の韓国・台湾の行政訴訟制度の展開を中心に国際比較を行った。わが国においては戦後占領改革と1960年代はじめに行政訴訟制度改革の大幅な改革が行われた後、2000年代に入るまで制度改革は行われず、また訴訟件数も相対的に少ないのに対して、韓国・台湾では民主化以降、数度にわたり行政訴訟制度の改革が行われ、訴訟件数も相対的に多いのが特徴であり、わが国との比較に好適な事例を提供する。当初は両国に赴いての現地調査も予定していたが、2020年以降の新型コロナウイルスの拡大を受け、これらの事例分析においても、文献調査を中心に行うこととなった。

行政訴訟制度改革が判決に及ぼした影響を検討するため、改革前後の地方裁判所レベルの行政訴訟について、2000年から2010年までの判例のデータベースを構築し、分析を行った。

上記のように、2004年の行政訴訟制度改革は、訴訟を提起しやすくすることを一つの大きな主眼としていた。実際、改革の実現以降、行政訴訟件数は増加したが、それでも他の多く音先進諸国に比べればまだ低い水準にとどまっている。改革当時の政策アクターの認識と、行政訴訟の提起をめぐる一般市民の認識の間にはどのようなずれがあったのか。この点を探るために、コンジョイント実験を組み込んだ世論調査を実施し、データの分析を行った。

4. 研究成果

本研究では、行政訴訟制度がどこまで訴訟を許容するかについて、3つの仮説を検証した。第一に、政党間のダイナミクスを重視する仮説である（「政治的アプローチ」）。比較政治学的にも、各政党の立場や、政党間の力関係は、情報公開聖堂の導入やその強さ、司法の独立性強化などのいわゆる「アカウントビリティ改革」に大きな影響を及ぼすことが知られる。とすると、政党間のダイナミクスは、行政訴訟制度の設計においても重要である可能性がある。

第二に、官僚の役割を重視する仮説である（「行政的アプローチ」）。専門性の高い行政訴訟制度の設計は、多くの政治家が参入しにくい領域であり、このため官僚優位の制度設計がなされる可能性がある。

第三に、政策専門家の役割を重視する仮説である（「政策専門家アプローチ」）。司法政策は高度に専門的な政策領域であり、本研究課題の関心である行政訴訟制度の整形・改革においても、歴史的に多くの法学者が関わってきた。比較の視座からも、政策形成に関わる法学者が制度設計の方向性を決める上で大きな役割を果たす可能性がある。

行政訴訟改革と住民訴訟改革、行政不服審査制度の改革の比較事例分析からは、社会アクター、とりわけ専門家集団の重要性が示された。しかし韓国・台湾との比較事例分析からは、社会アクターよりも政党政治の重要性が示唆された。とくに行政訴訟改革と住民訴訟改革の比較事例研究については、数度にわたり国際学会での発表を行い、現在査読誌において審査中である。

またわが国の行政訴訟判例のデータベースの分析からは、行政訴訟制度改革そのもの自体は判決動向に大きな影響を与えているとの知見は得られなかった。この分析についても、2023年度末に国際学会（イギリス法社会学会）において報告を行った。もっとも、このデータベースについては、今後ももう少し時期を延ばして作成を続け、行政訴訟制度改革が与えた影響をさらに

検証する予定である。

さらに、行政訴訟提起をめぐるサーヴェイ調査の分析も行った。行政訴訟制度改革における議論においては、主として当事者適格の認定の厳しさや出訴期間などが大きな論点となった。たしかに当事者適格の認定は原告が勝訴する可能性を高めるものであり、サーヴェイ調査においても、世論の側も訴訟を提起するにあたり、勝訴の確率を考慮することが確認された。しかし調査からは、勝訴の確率もさることながら、訴訟の費用も市民の側の訴訟提起意欲に大きく影響する可能性が示唆された。この分析結果は、2024年 Midwest Political Science Association にて報告を行い、今後修正の上、査読誌に投稿の予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Rieko Kage, Frances M. Rosenbluth, and Seiki Tanaka	4. 巻 39巻6号
2. 論文標題 The Fiscal Politics of Immigration: Expert Information and the Politics of Fiscal Drain	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Political Communication	6. 最初と最後の頁 826-844
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1080/10584609.2022.2109085	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1. 著者名 Rieko Kage	4. 巻 6
2. 論文標題 Lay Participation in Japan - Masahiro Fujita, Japanese Society and Lay Participation in Criminal Justice (Singapore: Springer, 2018) pp 282. Hardcover: \$169.	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Asian Journal of Law and Society	6. 最初と最後の頁 209-211
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1017/als.2019.1	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計13件（うち招待講演 3件/うち国際学会 10件）

1. 発表者名 Rieko Kage
2. 発表標題 “ Inviting Litigation Against Itself? The Impact of Government Change on Administrative Litigation in Japan ”
3. 学会等名 Midwest Political Science Association (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Rieko Kage
2. 発表標題 "Overruling the State? Japan 's New Administrative Tribunals ”
3. 学会等名 IPSA/RC09 Interim Meeting, Courts Under Pressure: Threats to Judicial Independence and Rule of Law (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Rieko Kage
2. 発表標題 “ Who Judges? Introducing Jury Systems in East Asia and Beyond ”
3. 学会等名 Taipei School of Economics and Political Sciences (TSE) at National Tsing Hua University (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Rieko Kage
2. 発表標題 Inviting Litigation Against the State? Comparing Two Administrative Litigation Reforms in Japan
3. 学会等名 Western Political Science Association (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Rieko Kage
2. 発表標題 How Change in Government Impacts Administrative Litigation: Evidence from Japan
3. 学会等名 26th World Congress of the International Political Science Association (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Rieko Kage
2. 発表標題 Administrative Litigation Reform in Japan
3. 学会等名 University of Michigan, Center for Japanese Studies Lecture Series (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Rieko Kage
2. 発表標題 Designing Administrative Litigation Reform in Japan
3. 学会等名 北海道大学 Modern Japanese Studies Guest Lecture Series (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Rieko Kage
2. 発表標題 The Impact of Administrative Litigation Reform in Japan
3. 学会等名 International Online Workshop on Justice and Interest/Judicialization, Maison Franco-Japonaise (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Rieko Kage
2. 発表標題 The Impact of Government Change on Administrative Litigation in Japan
3. 学会等名 Western Political Science Association (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Rieko Kage
2. 発表標題 Inviting Litigation against the State? Administrative Litigation Reform in Japan
3. 学会等名 Annual Meeting of the Southern Political Science Association (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Rieko Kage
2. 発表標題 Inviting Litigation against the State? Comparing Two Reforms of the Administrative Litigation System in Japan
3. 学会等名 Annual Meeting of the Socio-Legal Studies Association (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Rieko Kage
2. 発表標題 Inviting Litigation Against the State: The Reform of Japan's Administrative Litigation Law
3. 学会等名 Annual Meeting of the Midwest Political Science Association (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Rieko Kage
2. 発表標題 Inviting Litigation against Itself? Why Japan Reformed Its Administration Litigation Law
3. 学会等名 Annual Meeting of the Asian Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 上神貴佳、三浦まり、鹿毛利枝子 ほか	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 284
3. 書名 『日本政治の第一歩』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------